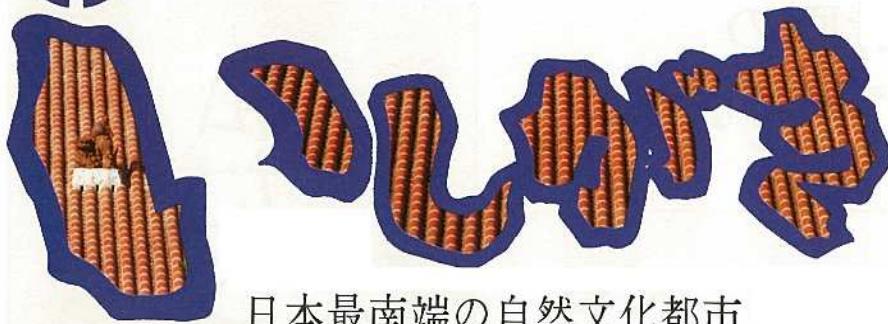




広報



日本最南端の自然文化都市



ISHIGAKI

よみがえる島材の美しさ

指物(さしもの)職人の手技



私たちの先人は、長い歴史の中で、木材の特性を生かした利用方法を経験的に学び、木材の使い分けを行ってきました。そのため、日常生活の中には建築物や日用品等の木材加工品が数多くあります。

工芸材料としての木材の価値を高め、色調、触感などの材質感を醸(かも)し出すこのような技術を持った人々は大工職人、指物職人、挽物職人、建具職人などと呼ばれております。

今月は、その中から「指物」(さしもの)とそれに携わっている宮良長久さんについて紹介します。(5ページへつづく)

(写真は製作所で指物に取り組む宮良長久さんです)

1999年
No.331

5月号

(平成11年5月20日発行)

人口と世帯数

総人口 43,577 (-593)

男 21,838 (-340)

女 21,739 (-253)

世帯数 16,332 (-221)

(平成11年3月末日現在)

■今月の主な内容

- | | |
|-----------------|--------------|
| 総合計画の策定へ向けて…P 2 | 人権擁護委員制度…P 6 |
| 最終処分場が完成………P 4 | 世界禁煙デー………P 7 |
| 木材を加工する指物師……P 5 | 健康相談の日程……P 8 |

第3次 石垣市総合計画の策定へ向けて

21世紀のふるさと・いしがきをつくる

活力ある地域社会を実現するためには、自らの創意工夫による施策を積極的に展開することが必要です。そのため、明治以来の中央集権型行政システムを変革する地方分権を推進していかなければなりません。

新たなまちづくりへ向けて、市民一人ひとりが主人公であり、各地域が個性をもって自立するために何が大切か考えることが大切です。そのため、さまざまな分野の構造改革を進める必要があります。

地方分権が進むなかで、地域の経済的な自立や様々な人々との共生をどう図るかという「二十一世紀のふるさとづくり」が全国各地で積極的に展開されています。

地方自治体は、創意工夫による施策を積極的に展開する必要があります。



総合計画の構成

「総合計画」は、「基本構想」「基本計画」と「実施計画」で構成されています。なかでも基本構想は、地方自治法に基づいて策定されます。

まちづくりを展開する

石垣市では、豊かな市民性を育んできた郷土を発展させたため、第一次及び第二次の「石垣市基本構想」に基づき計画的なまちづくりに努めています。

また、市民生活も多様化し、ゆとりのある生活の実現が求められています。

総合計画とは

「総合計画」とは、長期にわたるまちづくりの指針であり、行政運営の基本となる方針やその主な施策をまとめたものであります。また、この計画が行政の各分野の計画や、事業の基本となります。

私たち 一人ひとり

ふるさとを考える

まいりました。

第二次の石垣市基本構想の策定後、十年の歳月が経過し、その目標年次（平成十二年度）が迫っています。

二十一世紀の到来を目前に控え、高齢化社会の到来、少子化、国際化や高度情報化の進展、環境問題、財政再建、地方分権への対応など、これまでの制度や仕組みの見直しが必要な時代となっていました。



新総合計画策定の

基本的な考え方

- ①市民の意見が十分に反映され、市民に分かりやすく親しみのもてる計画づくりをめざす。
- ②計画を実効性を高めるため、全職員による全庁体制により計画を策定する。
- ③長期的な展望に立った財政見通しや客観的、科学的資料に基づき実現性と実行性のある計画づくりに努める。
- ④新しい時代の社会経済の動向をはじめ、今後予想される人口の少子・高齢化の進行、国際化や情報化の進展など時代の潮流を踏まえ、策定にあたる。
- ⑤国、県及び広域行政圏など関連計画との整合性を考慮しつつ、本市の歴史や伝統などの地域特性を踏まえ、地域の個性と活力を最大限に活かせる魅力ある計画とするよう努める。



子どもたちの明るい未来のために

計画の構成

計画は「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成されております。

① 基本構想

まちづくりの目標やビジョンを明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の方針を示したもの。(計画期間は10年)

② 基本計画

基本構想の理念を踏まえ、まちの将来像を実現するために必要な基本的な施策を総合的、体系的に定めたものです。(計画期間5年)

③ 実施計画

基本計画に定められた施策に財政措置をして具体化するもので、毎年度の予算編成の指針となる。(計画期間3年)

新世纪を目前にして まちづくりに大きな変化

新総合計画策定 のねらい

石垣市では、これまで第一次総合計画(昭和五十三年度)、第二次総合計画(昭和六十二年度)及び第三次総合計画(昭和六十三年度)(平成十二年度)を策定しており、第3次総合計画の策定作業を平成十一年度と十二年度に行い、平成十三年度からスタートする予定であります。

まちづくりの目標やビジョンを明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の方針を示したもの。(計画期間は10年)まちづくりの理念を踏まえ、まちの将来像を実現するために必要な基本的な施策を総合的、体系的に定めたものです。(計画期間5年)基本構想を策定して以来、十年の歳月が経過し、その目標年次(平成十二年度)が間近に迫っています。また、二十一世紀へのスタートを目前にして社会環境も大きく変化しており、本格的な高齢化社会の到来や少子化の進行、国際化や高度情報化の進展、地球規模での環境問題、国及び地方の財政危機、地方分権への対応など、これまで

まちづくりの目標やビジョンを明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の方針を示したもの。(計画期間は10年)まちづくりの理念を踏まえ、まちの将来像を実現するために必要な基本的な施策を総合的、体系的に定めたものです。(計画期間5年)基本構想を策定して以来、十年の歳月が経過し、その目標年次(平成十二年度)が間近に迫っています。また、二十一世紀へのスタートを目前にして社会環境も大きく変化しており、本格的な高齢化社会の到来や少子化の進行、国際化や高度情報化の進展、地球規模での環境問題、国及び地方の財政危機、地方分権への対応など、これまで

国際交流・環境問題 ・ 地方分権

の制度や仕組みでは対応できなくなっています。

さらに、市民の生活様式の多様化や意識にも変化が見ら

れ、経済的な「物」の豊かさのみならず「心」の豊かさも重視されるゆとりある生活の実現が求められています。

こうした新しい時代の潮流に敏感に反応するとともに、その緒課題に的確に対応したまちづくりの基本的施策を提示し、積極的に展開する必要があります。があり、そのため、二十一世紀初頭にふさわしい石垣市のグランドデザインを描く「新総合計画」を市民と行政との協働により策定し、計画的かつ効率的な行政運営を推進してまいります。

名称と期間

総合計画の名称は「第三次石垣市総合計画」とし、計画の期間は平成十三年度(西暦二〇〇〇年次)から、平成二十二年度(西暦二〇一〇年次)を目標年次とします。



竣工式でテープカットが行なわれました。

最終処分場が完成

クリーンセンター・ストックヤードと連動

環境保護を重視した
施設群を整備



供用開始された最終処分場

県内初の施設群

石垣市一般廃棄物最終処分場がこのほど完成し、五月七日に竣工式が同処分場において行われ、五月十日から供用開始しております。

本市においては、最終処分場のほか、クリーンセンター、ストックヤードなどの施設が一体化して運用されることにより、県内でも初めての一体型の処理施設が整備されました。

建設までの経緯

石垣市の環境保全と生活衛生の向上をはかるため、焼却施設の建設が計画され、その後、市議会において、焼却施設と最終処分場は不離一体として整備するよう決議がなされたため「市ごみ処理対策委員会」を設置しました。

そのような経過を経て、現在の場所において環境影響評価（環境アセスメント）を調査

最終処分場へ搬入できる時間と搬入廃棄物の種類	最終処分場へ搬入できる時間と搬入廃棄物の種類
午前八時三十分から午後四時まで	午前八時と正月三が日を除く毎日
●資源ごみ	●燃やさないごみ
●燃えない粗大ごみ	●燃えないごみ
●有害ごみ	●資源ごみ

査した後で平成九年十二月に最終処分場の建設が始まりました。

環境を重視した施設整備

これらの施設で最も重要なのは、環境に配慮した設備をそなえていることであり、クリーンセンターにおいてはダミオキシンの発生を極力抑えた運転管理を行っています。また、最終処分場においては、地下汚染を防止するために遮水シートを二重に敷き、雨水の浄化施設を備えております。

すでに運用しているクリーンセンターの万全な運転管理やストックヤードとともにご協力のもとでさらなるごみの減量や再利用に取り組んでまいります。

すでに運用しているクリーンセンターの万全な運転管理やストックヤードとともにご協力のもとでさらなるごみの減量や再利用に取り組んでまいります。

環境問題は、家庭、地域、職場からの取り組みが重要であります。石垣市ではこれからも市民や事業者のご理解とご協力のもとでさらなるごみの減量や再利用に取り組んでまいります。

資源管理型社会の構築をめざしてまいります。

施設も備えております。

各施設を有効に活用

最終処分場の建設が始まりました。

環境問題は、家庭、地域、職場からの取り組みが重要であります。石垣市ではこれからも市民や事業者のご理解とご協力のもとでさらなるごみの減量や再利用に取り組んでまいります。

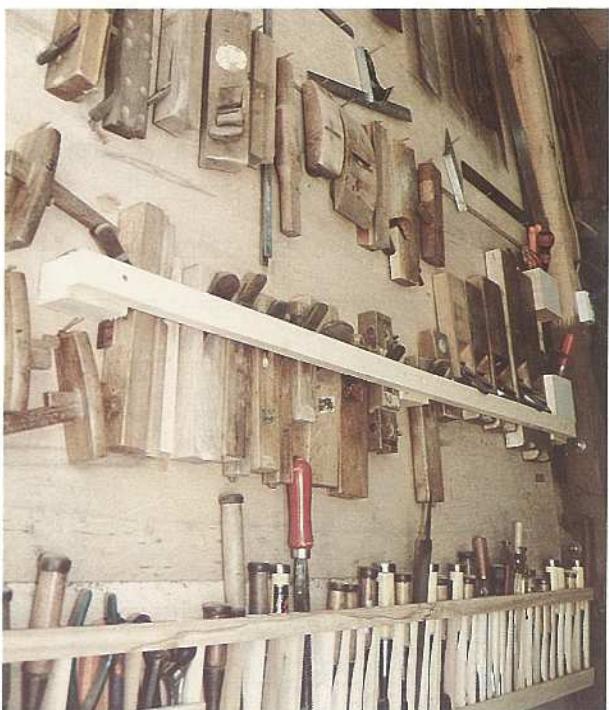
資源管理型社会の構築をめざしてまいります。

木目の美しさが現れた家具



島材の良さを見直す

製作にはげむ宮良長久さん



木材加工に使われるノミやカンナなど

長い間重ねた年輪は島の歴史と文化を表す

木材の個性を引き出す

の山野には、緑したたる木々が豊かに繁茂しています。

「指物」（さしもの）とは、物差しで板の寸法を測つて簾筈（たんす）や鏡台、仏壇、調度品等を製作する木工芸のことです。

約二十五万七百種といわれる樹木の中で加工しやすく、耐久性に優れている種類が木材として加工され私達の生活を豊かにしてきました。

わが国は、南北に連なる弓状の地形の中に温帯や亜熱帯の気候を備え、規則正しい四季の移りかわりによって、その中で創作意欲をかけていました。

また人間は、木材を単なる用材として使うのではなく、その中に創意工夫をこらしてまいりました。

石垣市では現在、数名の方々が指物職人として家具や三味線、調度品等を製作しております。宮良長久さんは、鉄工所の経験を経て二十歳で木工大工の見習いとして奉公修行に入

年輪を積み重ねて

時代の正倉院宝物の木工品の中には、「指物」（さしもの）の基本的な組み手のすべてを知ることができます。

現在、長久さんの製作所には長年使用された簾筈（たんす）等の家具類がところ狭しと並べられており、この古びた家具に長久さんの技術が施されると、島材の木目が浮き上がった見事な家具に仕上がります。

島の風土に育まれて成長した木から生まれた島材が、人々の暮らしやたたずまいの変化を見守っているように思えます。

「指物」（さしもの）とは、板材を組み合わせて作る箱や机などの家具・調度類などをさすことがあります。

その技法は、木材を構造的に組み立てるもので、数ある木工技術の中でもっとも多く利用されてきました。

日本では、江戸時代に木材を使って建物や日用品を造る家大工が多数おり、そのよう

な中から「指物師」や「建具師」「挽物師」と呼ばれる専門職人が生まれてきたと伝えられています。また、奈良

時代の正倉院宝物の木工品の中には、「指物」（さしもの）の基本的な組み手のすべてを知ることができます。

これまでに多くの家具・調度類の製作を手掛け、研鑽を積み重ねて、木材加工の道に四十余年の年輪を重ねてまいりました。兄の長吉さんと共にで仕事を励みその後独立しました。島材の中でも加工に適している種類には「ヤラブ」（ティリハボク）、「センダン」（センドン）、「ドウヌヌ」（タイワンオガタマノキ）、「キヤンギ」（イヌマキ）などがあります。

加工する木材は、八重山の気候風土に育てられた島材（島産材）を使用しておりま

指物という名の技

人権擁護委員にご相談を

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め人権思想の啓発に努めております。石垣市には次の8名の「人権擁護委員」が人権思想の啓発や市民の相談に応じております。

山 田 隆 一	(石垣市美崎町7-4 ☎ 2-3083)
山 城 京 子	(石垣市字大川33 ☎ 2-3512)
上 間 吉 子	(石垣市登野城126 ☎ 2-2665)
佐 久 間 長 昭	(石垣市大川210 ☎ 2-2024)
成 底 新 吉	(石垣市字大浜122 ☎ 2-5175)
仲 八 重	(石垣市大川196-1 ☎ 2-2160)
具 志 堅 全	(石垣市大川434 ☎ 2-4169)
玻 座 真 武	(石垣市石垣82 ☎ 2-5552)

相談は無料で、秘密は堅く守られます。

【相談内容】

人権問題、土地、建物、金銭貸借、相続、戸籍、登記、交通事故、その他法律問題

【問い合わせ】

那覇地方法務局石垣支局 ☎ 2-2004



海洋環境保全推進週間及び海上環境事犯一斉取締り

石垣海上保安部では、「未来に残そう青い海」をスローガンに、6月5日から11日までの一週間を「海洋環境保全推進週間」と位置づけ、海洋環境保全思想の普及・啓発を図るために取り組んでまいります。

また、6月12日から21日までの10日間を「海上環境事犯一斉取締り」とし、廃棄物の違法投棄事犯、船舶などからの油の違法排出事犯、工場からの汚水等の違法排出事犯等の取締りを実施いたします。

私達が生活をする上でゴミの排出は避けて通れない事実です。適正な処理をすることが必要です。

私達に大きな恵みを与えてくれるエメラルドグリーンの八重山諸島の海をみんなの力で守っていきましょう。

このすばらしい海洋環境を未来に残していくために私達一人ひとりができるところから始めてみませんか。

石垣海上保安部では、海洋環境教室（子供海洋環境教室）を年間を通して計画しております、学校及び自治会、青年会、婦人会等の要望があれば気軽に御相談下さい。

【問い合わせ】 石垣海上保安部警備救難課

☎(0980)2-4841

安全ですか？あなたの食生活 — 食中毒予防の心がけ —

一見きれいな食品や台所にも、食中毒菌はひそんでいます。買い物から食事のあとかたづけまでに、必要な食中毒予防の心がけを、改めてチェックしましましょう。

【食べ物を買うとき】

肉・魚・野菜などの生鮮食品は新鮮なものを選び、消費期限のあるものは表示を確認し、食品を買つたら、肉や魚の汁がほかの食品につかなければ別々のビニール袋にわけて包みましょう。

【食べ物を保存するとき】

いたみやすい食品は、購入後すぐに冷蔵庫・冷凍庫に入れ、冷蔵庫・冷凍庫への詰め込み過ぎに注意しましょう。目安は容量の七割程度。

【調理の準備をするとき】

せっけんでよく手を洗い、タオルやふきんは清潔なものを使いましょう。

【調理をするとき】

加熱して調理する食品は十分に火を通す。中心部も七十五度で一分以上の加熱が必要です。電子レンジには専用の容器・ふたを使う。熱の伝わりにくいものは、時々かきませることも必要です。

【食事をするとき】

食卓につく前に手を洗い、清潔な器具を使い、清潔な食器に盛りつける。温かい料理は六十五度以上に、食べる料理は一度以下に保ち、早く食



【もしものときは】

食中毒の疑いがあるときは、すぐに病院へ、応急処置として十分な水分を補給する（冷水よりは常温に近いお茶や麦茶が良い）。腹痛や下痢の症状があつても、市販の下痢止め薬などを服用しない。食中毒には逆効果となる。家族などへの二次感染に注意する。

時間がたちすぎた食品やちよつとでも怪しいと思った食品は、食べずに捨てる。残った食品を温め直す時は七十五度以上に加熱する。みそ汁やスープは沸騰させる。

【残った食品の扱い】

食中毒の疑いがあるときは、すぐに病院へ、応急処置として十分な水分を補給する（冷水よりは常温に近いお茶や麦

健康に悪いと知りながら たばこをやめないのはなぜですか

5月31日は「国際禁煙デー」

たばこの煙には発がん物質など有害な物質がたくさん含まれております。健康に良くありません。また、たばこを吸わない周囲の人の健康にも悪い影響があります。

あなた自身と周囲の人たちの健康のために、そろそろ禁煙について考えてみませんか。



国家公務員採用試験Ⅲ種試験のお知らせ

(高校卒業程度)

人事院では、次のとおり平成11年度国家公務員採用試験の募集を行います。

①行政事務	昭和53年4月2日から 昭和57年4月1日までに生まれた方
②郵政事務A	昭和49年4月2日から
郵政事務B	昭和57年4月1日までに生まれた方
③税務	昭和54年4月2日から 昭和57年4月1日までに生まれた方
④電気・情報	昭和53年4月2日から
機械土木	昭和57年4月1日までに生まれた方
農業林業	昭和57年4月1日までに生まれた方
農業土木	昭和57年4月1日までに生まれた方

《受付期間》6月23日(水)から6月30日(水)まで
(5月17日から申込み用紙を配付)

《第1次試験》9月5日(日)

《第2次試験》10月15日(金)～22日(金)

《最終合格発表》11月11日(木)

【問い合わせ】人事院沖縄事務所調査課

〒900-0022 那覇市樋川11-15-15
那覇第一地方合同庁舎 西棟5階
☎ 098-834-8400 FAX 098-854-0209

車に乗ったらシートベルト

～大人も必ず着用しましょう～

昨年全国で交通事故で亡くなった人は9,211人です。なかでも自動車乗車中の死者が3,972人と最も多く、全死者数の4割以上を占めています。

そのうち、シートベルトを着用していなかった人はおよそ65%にのぼり、シートベルトをつければ助かったと思われる事故が数多く見受けられます。



幼児用シート
(4か月～4歳)

①衝突力はビルからの落下と同じ

自動車がぶつかったときの衝突力は大きく、時速60kmで走っている車が壁にぶつかったとすると、その衝撃は高さ約14m（ビル4階の高さと同じ）から落ちたときと同じ衝撃があります。

②乗る人全員が必ず着用

シートベルトはあなたを守る命綱です。「車に乗ったらシートベルト」を合い言葉に、車に乗る人は全員が必ず着用するよう習慣づけましょう。

③シートベルトあってこそエアバッグ

車にエアバッグが装着されていても油断は禁物です。エアバッグは、シートベルトが正しく着用されていなければ、その効果を発揮できません。

受ける前 確認しよう委託の条件

家内労働時間を通して労働条件を整備しよう

労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るために、5月21日から31日までを「家内労働時間」と定めています。

多数の労働者が従事

家内労働は、今日もなお我が国経済活動の一端を担っており、衣服、電気機械器具、織物、雑貨などの製造加工などの業務に約44万人の家内労働者の方々が従事しております。

労働条件の改善をめざす

しかし、製造業者等から家内労働者に至る発注経路が複雑であることや、家内労働を行う作業場所が家内労働者の自宅に分散しているため、委託者や家内労働者に対し家内労働者の趣旨・内容が十分に浸透しにくい状況にあるため、現在もなおその労働条件の改善は遅れがちになっています。

「家内労働法」を周知する

そのため、「受ける前 確認しよう委託の条件」をスローガンとして「家内労働法」の趣旨を広く周知し、委託条件の明確化や適正な工賃の支払いの確保を図ることにしております。

薬物乱用の恐ろしさを伝えよう

国内の中高生の間で急増する覚せい剤の乱用

全国的にみると、中高生でも簡単に覚せい剤を手に入れたり、仲間同士で学校でやりとりするケースが増えています。少年への薬物汚染は確実に広がっています。

若者たちの間では、覚せい剤は「S(エス)」「スピード」などと呼ばれ、覚せい剤への抵抗感が薄れています。乱用のきっかけは「ダイエットに効く」「気持ちがよくなる」といった誘い文句や、友人の誘い、好奇心から。心身をボロボロにしてしまうという覚せい剤の恐ろしい一面を知らないために、安易に手を出してしまうのです。

その魔の手から子どもたちを守るためにには、まず、覚せい剤の危険性を正しく伝えることが何よりも大事です。

覚せい剤をはじめ、大麻、コカイン、ヘロインなどの薬物乱用は、本人だけでなく家族や社会にも大きな影響を及ぼします。

乱用を繰り返すうちに、薬物への耐性ができるため、量や回数が次第に増えます。薬への身体的・精神的な依存症が強まり、自分の意志では薬物使用のコントロールができなくなります。

集中力の低下やイライラ、無気力、意欲低下、乱暴になるなどの人格障害、食欲減退や血圧上昇、静脈炎などの弊害が表れます。また、急性中毒になると脳出血により死亡する場合もあります。



まちづくりを支えるあなたの納税

「市県民税」は市民の生活に直接結びつく行政サービス

「市県民税」とは

市税のうち「市県民税」と「固定資産税」は年間四期に分けて納付することとなつてますが、第一期分を納付するときに残りの二、三、四期分を併せて納付した場合は、納税に対する協力として報奨金をさしあげています。

これを「全期前納報奨金制度」といいます。

●問い合わせ
税務課 ☎ 三一一一三三

●問い合わせ
の納付や相談はお早めに、気軽に市役所税務課窓口へお問い合わせ下さい。

市税のうち「市県民税」と「固定資産税」は年間四期に分けて納付することとなつてますが、第一期分を納付するときに残りの二、三、四期分を併せて納付した場合は、納税に対する協力として報奨金をさしあげています。

相談は早めに お気軽に

市・県民税も全期前納制度をご利用下さい

市民の皆様には、日頃から税務行政へのご協力、心から感謝いたします。

六月三十日

は、「市県民税」の第一期分の納期限で内に納めて頂きますようお願いします。

この税は、均等に負担する「均等割」と所得に応じて負担する「所得割（個人）・法人税割（法人）」があります。

地方税の種類

市が賦課・徴収する地方税の中には普通税として市民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税などがあります。

また、目的税として国民健康保険税などがあります。市税

の費用や住みよいまちづくりのための費用などをできるだけ多くの市民に負担してもらおうという税金です。

市民税は石垣市に住所を有する個人に課する「個人市民税」と事務所または事業所を有する法人に課する「法人市民税」に区別されます。

この税は、均等に負担する「均等割」と所得に応じて負

場所：旧港湾ターミナル 2 F
時間：午後 1 時30分～4 時30分
☎ 2-4200

健康相談のお知らせ

(平成11年5月20日～6月19日)

健康増進課では市内各所において保健婦による健康相談を行っております。(日時と場所は次のとおりです)

【主な相談内容】

- ①成人相談(血压測定・基本検診の結果等)
- ②乳幼児相談(身体測定・予防接種等)
- ③健康上の悩みごとや困っていること。

石垣市役所 保健婦室(健康増進課内)
5月28日(金) 午後1時～3時
6月11日(金) 午後1時～3時
(毎月第2・4金曜日)

登野城漁港(東2組倉庫)
6月3日(木) 午前9時30分～11時30分
(毎月第1木曜日)

新栄町自治公民館
6月2日(水) 午後1時～3時
(毎月第1水曜日)

真喜良第2団地集会所
6月2日(水) 午後1時30分～3時30分
(毎月第1水曜日)

川平保健指導所
5月28日(金) 午前10時～午後4時
6月11日(金) 午前10時～午後4時
(毎月第2・4金曜日)

伊原間保健指導所
5月25日(火) 午前10時～午後4時
6月8日(火) 午前11時～午後4時
(毎月第2・4火曜日)

【問い合わせ】
市役所健康増進課 ☎ 2-1279
川平保健指導所 ☎ 8-2203
伊原間保健指導所 ☎ 9-2933



母(父)親学級へのご案内

母(父)親学級では、丈夫な赤ちゃんを産み育てるために、お産の仕組みや妊婦体操・呼吸法・栄養などについてアドバイスをしています。少人数の講習で話しやすい雰囲気です、ぜひ参加して下さい。

5月26日(水) 午後1時30分～4時30分

ビデオによる講話を行います。また、母と子のための制度、妊婦体操、歯科医師による歯の話などを行います。(第1課)

6月9日(水) 午後1時30分～4時30分

ビデオによる調理実習を行います。妊婦中毒症・肥満について、実際に作って試食します。エプロンを持参して下さい。(第2課)

6月16日(水) 午後1時30分～4時30分

ビデオによる体操実技を行います。体操をしてお産の仕組みやお産の準備、妊婦体操・呼吸法・先輩ママとの交流会を行います。(第3課)

乳児健康診査及び相談

【3～4ヶ月の乳児】(毎月第4土曜日)

5月22日(土) 午後1時～3時
(対象：平成11年1月生まれの乳児)

【9～10ヶ月の乳児】(毎月第4土曜日)

5月22日(土) 午前9時～11時
(対象：平成10年7月生まれの乳児)

【1歳6ヶ月児】(毎月第2・3木曜日)

5月20日(木) 午後1時～1時30分
(対象：平成9年10月生まれの幼児)
6月10日(木) 午後1時～1時30分
6月17日(木) 午後1時～1時30分
(対象：平成9年11月生まれの幼児)

【3才児】(毎月第1・4木曜日)

5月27日(木) 午後1時～2時
(対象：平成8年1月生まれの幼児)
6月3日(木) 午後1時～2時
(対象：平成8年2月生まれの幼児)

【妊娠婦・乳幼児相談】(毎月第3火曜日)

6月15日(火) 午後1時～2時
(対象：希望者)

【離乳食実習】(毎月第4火曜日)

6月8日(火) 午後1時30分～1時45分
(対象：4ヶ月児)